

# 「市庁舎建替え」をいったん中断 市民の声が市政を動かした結果です

大西市長は、5月7日に開かれた市議会・新型コロナウイルス感染症対策会議の席上で、「市庁舎建替え」と「市電延伸」について、「いったん事業を中断する」ことを表明しました。

建設費だけでも400億円を超える市役所本庁舎建替えには、中止や慎重な検討を求める声が多数あり、3月16日には「庁舎建替えを考える会」から建替え

反対の署名720筆が市へ提出されました。日本共産党市議団も4月17日に「不要不急の事業は見直し、新型コロナウイルス感染症対策の抜本的拡充、速やかな実施を求める緊急申し入れ」を行いました。中断の理由は「新型コロナウイルス感染症に行政資源を投入すべき」ということであり、全庁挙げて新型コロナ対策に取り組んでいる今、当然です。

## 新型コロナ対策を最優先に、建替えは中止を！

今回の「中断」は、改めて市庁舎建替えが「不要不急」であったことを証明するものとなりました。

しかし、あくまでも「中断」であり、建替財源である合併特例債の期限延長や新たな制度創設を国に働き掛けたり、今後のスケジュール

見直しを検討するなど、建替実施の方針は変わりません。

戦前の大恐慌に匹敵するような経済・市民生活へ甚大な影響が予想される今、市庁舎建設は中止して、名実ともに新型コロナ対策を最優先すべきです。

### 日本共産党 市議会だより

熊本市中央区手取本町1-1 3階  
発行：日本共産党熊本市議団  
上野みえこ なすまどか

NO. 1186  
2020年5月17日号  
電話 328-2656  
FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp  
HP：共産党 熊本市議団



検索



## 6月議会の日程が決まりました！

【日程】

6月9日 開会日・本会議

11日 一般質問 午前・田島（自民） 午後・福永（市民連合）  
12日 一般質問 午前・伊藤（公明） 午後・平江（くまもと自民）  
15日 一般質問 午前・上野（共産）  
17日～ 予算決算委員会分科会・常任委員会  
22日 予算決算委員会・しめくくり質疑  
24日 最終日・本会議（質疑・討論・表決）

\* 請願提出の締め切りは、6月9日午後5時まで  
陳情提出の締め切りは、6月11日午後5時まで

## 上野みえこ議員が一般質問を行います

日時：6月15日（月）午前10時～12時まで

場所：熊本市役所議会棟・本会議場（傍聴席は5階）

\* 取り上げてほしいテーマなどありましたら、ご意見をお寄せください。



【控室から】

「コロナ支援策」わかりやすく周知を！

なすまどか



新型コロナから生活と営業を守れとの多くの国民の声に押され、一律10万円の給付金や家賃補助など様々な支援策が実現しています。

しかし、支援策そのものについて知らされていないか、制度の詳細が伝わっていないために不安を抱いている市民も少なくありません。

先日、「コロナの影響で収入が激減し家賃が払えずに困っている」「夫（世帯主）とはDVもあり別居している。給付金はもらえるのだろうか？」などの相談を受けました。前者の方は、家賃補助について事業者だけが対象と誤っており、熊本市の「住居確保給付金」を知りませんでした。また、後者の方も、DVなどで別居している方についても、給付金の申請ができることを知りませんでした。そのほか、「生活保護を受けているが10万円は返還しなくてはならないのでしょうか？」「市営住宅の減免制度はないのでしょうか？」など、様々な相談が寄せられています。

コロナウイルスから暮らしや生業を守るためには、さらなる制度の充実が必要ですが、それと同時に支援策を市民の方々に対してわかりやすく周知することが重要です。支援策の網から一人の市民も漏れないよう、私も頑張る決意です。

# 新型コロナ対策 役立つ支援制度をご紹介します

日本共産党市議会だより 2020年5月17日号 (No.1186)

## 「1人10万円の定額給付金」の申請が始まりました

**【受給者】** 2020年4月27日の時点で住民登録のされている市町村で受給できます。一人一人受け取る給付金ですが、支給は世帯主口座への振り込みです。

☆DV避難者・ホームレス等の方も受け取れます。

DV避難者は、☎328-2262 にご相談を。  
その他は、コールセンター☎0570-096-456へ相談を。

### 【申請方法】

#### (1)郵送申請

5月11日から申請用紙が各世帯へ郵送されてきます。  
送られてきた申請用紙に必要な事項を記入して返送してください。この場合、「マイナンバーカード」は必要ありません。

#### (2)オンライン申請

5月1日からオンライン申請が始まっています。  
この場合は、「マイナンバーカード」が必要です。

(3)生活保護受給者は、申請しなくても振り込まれます。

### 【給付金の振り込み】

\* 郵送申請でも、オンライン申請でも、給付金が振り込まれるのは、5月25日以降です。マイナンバーカード発行窓口は、今たいへん混雑しています。

### 【給付金に関するお問い合わせ】

「定額給付金コールセンター」☎0570-096-456

困ったことの相談は、日本共産党市議団へ

☎328-2656



\*弁護士による無料法律相談もあります。お問い合わせください。

## 国民健康保険 \*3・4月に厚労省事務連絡等が出され、沿った対応を準備中。

### 1、保険料の減免

主たる生計者の収入が前年比で30%以上減った場合は、保険料減免の対象となります。(年間所得1000万円以下が対象)

年間所得300万円以下の世帯は、対象保険料の全額を免除

\*「お知らせ」は6月以降になります。2020年2月以降の保険料が減免対象となるので、申請すれば遡って減免されます。

### 2、傷病手当金の支給

**【対象者】** 被保険者で、新型コロナ感染者ならびに感染が疑われる人

**【支給要件】** 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間

**【支給額】** 給与日額×(2/3)×日数 **【適用期間】** 2020年1月～9月末

\* 議会の議決を経て、制度の案内が行われます。

## 固定資産税・都市計画税の減免と猶予

1、中小企業・小規模事業者の税負担を軽減するため、2021年固定資産税及び都市計画税を軽減します。

**【減免対象】** 設備等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税  
事業用家屋に対する都市計画税

**【減免率】** 2020年2月～10月までに連続した3カ月間の前年同比減少率

(1) 30%以上50%未満の場合、「2分の1」

(2) 50%以上減少の場合、「全額」

2、2020年の固定資産税・都市計画税は1年間の納税猶予が可能

事業収入が前年同月比で20%減少した場合、今年(2020年)の固定資産税・都市計画税は、1年間の納税猶予が可能です。

<税についてのお問い合わせは>

1、「減免」中小企業庁事業環境部財務課 ☎03-3501-5803

2、「猶予」中小企業庁経営支援部技術・経営革新課 ☎03-3501-1816